

Title	民族の企業化 ( 上 )
Sub Title	
Author	阿部, 秀助
Publisher	三田学会
Publication year	1914
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.8, No.4 (1914. 5) ,p.417(37)- 439(59)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19140501-0037">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19140501-0037</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

にして經濟史殊に商業史の書としては

De Rooy,

Geschiednis van den nederlandschen Handel. Amsterdam 1856.

Koenen,

Vorlezingen over de geschiednis des nederlandschen Handels. Amsterdam 1853.

De Jonge,

Geschiednis van het nederlandschen Zeewesen.

Koenen,

Voorlezinge over de Geschiednis der Scheepsvaart.

Koenen,

Geschiednis der Joden in Nederland.

等あり。ウセリンクスに關するものは後に掲ぐ。

## 民族の企業化(上)

阿部 秀助

われ爾曹を遣すは羊を狼の中に入る、が如し、故に蛇の如く智くサト、鶴の如く剛直ハトかれ償  
で人に戒心コ、ハせよ蓋し人なんぢらを集議所リタに解し又その會堂にて鞭ツつけられば也この  
邑にて人なんぢらを責なば他の邑に逃れよ。  
(馬太傳第十章)

彼の性格は彼の運命なり(一)とは、現時獨逸文壇の雄將ヤコブ、リッサー、マーンが其  
の處女作を飾れる言にして、げに此語の意義を最も直截に、最も痛切に證明せるも  
の中世に於ける猶太民族より甚しきはなかる可し、而して彼等が地上に印したる  
放浪的生活は、さながら風に動かさるゝ葦の如きに不拘、然かも破折の患を招かず  
して、尙ほ現時金權界の牛耳を握れる所以のものは、其根柢に於て、セム民族の通有  
性たる打算的實際的の理解力に歸せざる可からず(二)我等は此點に於て現時、此問

題の研究者が、商業殊に金貸業に對して猶太民族の國民的、人種的性格が特別に適合せりとの主張は何等の根柢を有せず、實に猶太民族と他民族との差は質的にあらずして、數量的なり、換言すれば Entweder oder の問題にあらずして寧ろ Mehr oder Weniger の問題なり(三)の言に衷心満足を表すること能はざるもの、一人なり、想ふて中世に於ける猶太民族に對する他民族の憎<sup>にくしみ</sup>、呪は、さながら現時の資本家に對する勞働者階級の憎、呪に比して優るとも劣るものなかりき、遮莫、眞を求めんとする我等の心は、姑らく、獨逸の評論家、グロツトフス<sup>Grotz</sup>が、總ての忿怒は消去れり、我等は審判の庭に、罪ある人を見ずして、寧ろ只だ、人を見る(哲人、ニイチエ)に對する評論の一節(四)の言を體得せざる可からず。

中世に於ける猶太民族の企業に關する研究は、之れを前にしては、「ストツペー」<sup>Stöppe</sup>、「ロツヒル」<sup>Loth</sup>(五)あり、之れを後にしては、「ホエニール」<sup>Hoenier</sup>、「カロ」<sup>Karo</sup>、「ホフマーン」<sup>Hofmann</sup>(六)あり、殊に「ホフマーン」の如きは、從來此問題の研究者が手を付くること能はざりし希伯來的史料を參考して、幾多、新光明を齎らせし點多きも、然かも尙ほ此問題は依然として terra ignota の觀あり、若夫、れ、ゾムバルト教授の最近の著たる「猶太民族と經濟生活」(Die Juden

und das Wirtschaftsleben)に至りては、近世に於ける彼等の發展に詳にして、中世の部分は殆んど之れを缺如せり、而して吾人にとりて、最も重要な意義を有し、且つ最も興味あり、最も困難なる問題は實に中世に於ける猶太民族の企業的資本が如何にして成立せしやの疑問を解決するにあり。

要するに、呪はる可き運命を史上に載せて、然かも尙ほ彼等が生存の權利を主張し得たりし所以のものは、其根本に於て彼等の性格を絶えず其環境に適合せしめしによる、彼の資本主義を以て單純なる地代説の上に築くが如きは、只だ唯物論的迷信を繰返すものに過ぎざるなり。

- (一) Wassermann, Die Juden von Zirndorf, s. 92.
- (二) Meyer, Geschichte des Albertus Bl. II, S. 385.
- (三) Hoffmann, Der Geldhandel der deutschen Juden Während des Mittelalters bis zum Jahre 1350, S. 122.
- (四) Grofmann, Probleme und Charakter Köpfe, S. 22.
- (五) Stobbe, Die Juden in Deutschland während des Mittelalters u. Roscher, Die Stellung der Juden in Mittelalter, betrachtet vom Standpunkt der allgemeinen Handelspolitik.
- (六) Höniger, Zur Geschichte der Juden in Deutschland im früheren Mittelalter. Caro, Sozial- und Wirtschaftsgeschichte der Juden im Mittelalter und der Neuzeit, Bl. Das frühere und das hohe Mittelalter.

紀元後七十年聖都、イェルサレムに於ける殿堂の破壊と共に、猶太民國が滅亡の淵に臨し時代の「パレスチナ」内外に於ける此民族の經濟的行爲は、多く農業及手工業にして、商業殊に金貨業の如きは、極めて小範圍に行はれしに過ぎざりしが(一)其間、尙ほ一二富豪の徒の存せしことは、當時の諺として後世に傳はりし、彼の牧場は波斯王の寶庫よりも多くの價値を有すと稱せられし、長老、ユタ二世(二世紀の後半期)及それよりも尙ほ富めりと稱せられし、ユタ二世の如きによつて知るを得可し、(二)然かも、其後、パレスチナが羅馬領となるや、穀物税、人畜税等の收斂は到る處に行はれ、殊に紀元後三百五十二年、彼等は反旗を翻せしも、ならず、爲めに課税は益々過酷となり、其結果として、彼等が非常なる窮狀に陥りしことは、當時同地に在住せし「アガデスト」の言に、「以前は金貨を見しこと屢々なりしも、今は殆んど之れを見ざると共に、民は只だ苦の爲めに疾弊するのみ、(三)」とあるに徴して明かなり、斯くの如く、パレスチナに於ける猶太民族が經濟上何等發展の見る可きものなかりしに對して、鄰國「バビロニア」に於ける猶太民族は土地經營者として著しく好成績を擧ぐるに至れり、其理由としては、當時「ユーフラチス」流域には、所有主の確定せざる土地多く、

是等の土地は開墾に従事せしもの直ちに所有し得る權利を附與せられたり、斯くて此地定住の猶太人よりは、「チャマバル、アクイレサ」(三世紀の終末)

「ウナバ、チャ、ヨジバ、バル、ヨセフ、バル、チャウナ」(四世紀等の富豪輩出し、彼等の中には關稅抵當貸の如きものに従事せしものあり、(四)次ぎに「パレスチナ」以西に於ける猶太民族の經濟的活動を考察するに先ちて茲に一言す可きとは、古代に於ける猶太民族が「フェニキア」に代りて東西兩洋の商權を獲得せりとなす、「キエゼルバツ」の假定説なりとす、(五)而して此説は事實上七世紀の初期に至る迄歐亞交通の媒介者たりし「シリア」商人(Regatarios Syriaci)と混同せるより生ぜし辟論にして、當時の猶太民族は依然として「アモラ、ラプ」(三世紀の前半期)が云へるが如く農業を愛せし民族なりとす、此點に就きて有名なる商法史家「ゴールトシュミット」が「猶太民族は商業的國民にあらざりき」(古代に於て(六))と云へるは正鵠を得たる論なりと信ず、只だ茲に一の除外例として認む可きものは、歴山府在住の猶太人にして、彼等は早くより商業及金貨業に従事せり、即ち彼等の或者は政府の許可を得て輸出向穀物監督の任に當り、又た或者は海川交通の事業を經營し、殊に彼等をして、其富の大部分を集



積せしめしものは、金貸業にして、即ち彼等の中には、アグリッパ王に二十萬、ドラヒメ〔古代希臘の銀貨にして、各地方にて相場同じからざるも、約五、瓦内外の重量を有す〕を貸與せしものあり、皇帝クラウヂユスの母の御側用人たりしものあり、又た、エシオピアの女王、カンダケの藏相たりしものあり、七然かも百十六年及十七年の饑殺と四百十五年に於ける迫害とは同地方に於ける彼等の經濟的源泉を全く乾涸せしむるに至れり、八轉じて希臘方面に於ける彼等の活動は商業上には何等見る可きものなく、只だ農業、養蜂業、養蠶業に従事せるもの多く、シ、リー王、ロジャヤ、二世が希臘より猶太人の織匠を其故國に傭聘せしが如き此間の消息を語るものなりとす、九又た、ビザンチン帝國にありては絹織物、製油、穀物、其他生活上の必需品は總て專賣的制度的下にありしを以て、猶太人の商業的活動は何等見る可きものなし、十次ぎに以太利に於ける猶太人の社會的地位が良好ならざりしことは、羅馬の如き彼等の中より幾多の無産者階級の徒を出し、自餘の徒も多く裁縫師、鍛工の如き手工業者にして、十一東洋方面より同市への奢侈品の輸入は前に述べたる、シリアの商人と歴山府在住の猶太人によりて營まれしものなりとす、又た西班牙及獨

逸地方に於ける猶太人も羅馬帝政時代の末期迄は商業上、何等活動の痕跡を見ず。以上の史的研究を概論すること次の如し。

羅馬帝國滅亡の時期に至る迄猶太民族によりて集積せられたる大なる富は、只だ、パピロニア方面に於ける彼等の土地經營と金貸事業とに於てのみ之れを見るのみ、専ら彼の商業的行爲によりて集積せられたる歴山府猶太人の資金は五世紀の初期に於て全く掠奪的悲運の下に煙の如く散ずるに至れり。

- (一) Herzfeld, Handelsgeschichte der Juden des Altertum. S. 165.
- (二) Grätz, Geschichte der Juden, IV. S. 232.
- (三) Grätz, IV. S. 366.
- (四) Grätz, IV. S. 254. u. 322.
- (五) Kisselbrech, Der Gang des Welthandels, S. 25.
- (六) Goldschmidt, Universalgeschichte des Handelsrechts. Pt. S. 52.
- (七) Herzfeld, s. 238.
- (八) Grätz, IV III. s. 107—119. u. 362. u. 507.
- (九) Pertz, Monumenta Germaniae, V. s. 192.
- (十) Hüllmann, Geschichte des byzantinischen Handels.
- (十一) Berliner, Die Juden in Rom. I. s. 98.

## 三

民族移動の混沌たる間に於て日耳曼民族によりてなされたる國家が、羅馬領内に成立するや、此地方の猶太民族は日耳曼民族と共に *Cives Romani* の特權を有せしを以て、彼等は自から地主として活動するに至れり、即ち *Codex Teodorici* (XII, 1.157—158) に現はれたる「キョルン」の一猶太人の如き、四世紀の中期其他、蒙古軍侵入以前に於ける「シュレジエン」の土地經營の如き、(一) 又た佛蘭西地方の猶太人が自由に其農業を營みしことは「ナルボンヌ」附近の丘陵に *Monte iudaicus* の名稱存するによりて或は、リオン附近の地方にも、之れに類似の事實あるによりて知るを得可し、(二) 次ぎに伊太利方面にては、六世紀の頃「ロンバルヂ」地方に於ける猶太人の地主が多數の基督教徒を使役せしこと及「シ、リー」に於ける寺領が多く猶太人の手に落ちしことを證明せる「グレゴリー」一世の書信によりて、知るを得可し、(三) 其他、五百三十八年及五百四十一年に於ける「オルレアンの結集」五百八十一年の「マールコン」の結集、五百八十九年の「トレドー」の結集等も此間の消息を語るものなりとす、(四) 然かも、其後、

猶太人の經濟的、社會的地位に對して、多少の變化を與ふる原因發生するに至れり、即ち此原因となりしものは、日耳曼民族が「アリアニスム」より羅馬を中心とせる舊教に改宗せしことなりとす、之れによりて舊教を奉せる羅馬人と新たに舊教化せる日耳曼民族との間に混血作用行はれ、其結果として猶太民族は必ずしも *Cives Romani* と符合せず、斯くて一方には彼等に對する羅馬法の勢力及ばざるものあると共に、又た一方には各民族の地方方法なるものも、彼等を之れが適用範圍外に置くを以て、彼等は從來の如く、自己の財産の安固を保つこと能はずして、土地讓渡、換言すれば不動産を動産化する現象を生ずるに至れり、而して此の如き現象は、フランス王國にては遅くとも六世紀の後半期に、伊太利にては七世紀に於て發生せり、但是等の現象は何れの地方にありても、悉く行はれしと云ふにあらず、例者、西班牙に於ける猶太民族は單に「グラナダ」「タラゴア」の如き都市に定住せしのみならず、又九十四年に至り「西、ゴス」の主權者は信仰上の統一の爲め一切猶太民族は其領内に於て土地、家屋を所有すること能はざるを命ずるに至れり、(六) 然かも、西班牙に於け

る亞刺比亞人の領内にては却て彼等を歓迎し、かくて彼等は長く此地にて不動産の富を維持するに至れり、(七)又十一世紀に於ける獨逸にて彼等が土地を所有せし事實甚はだ多し、即ち、マインツに於ける猶太教の宣教師「ラベニユールソン」(千二十八年)の記録によれば、當時猶太人にして葡萄園及農地を所有せしもの多く、婦人にして結婚の際、家屋及土地を齎らし、又た、ハインリッヒ四世が「スパイレル」に於ける三人の猶太人に對する特許狀は明かに彼等の土地所有權を認定せるものにして、十一世紀の終末にも彼等が葡萄園を所有せる實證あり、加ふるに彼等の一人は其所有地の一部を基督教徒に貸借せり、降て十二世紀に於ても彼等が「シュレジュン」にて土地を所有せしことは千百五十年頃彼等の一人が「ブレスラウ」の南西十三、キロメートルの地にある「チンツ」村を領せしにて知るを得可し、以上の例證は明かに獨逸の猶太人が十二世紀迄は主として農業によりて生活せることを意味するものなりとす、而して此世紀以後に於いても彼等が金貸業をなせし結果として自から土地を所有せし場合多く、或者は數多の大村を有し、或者は諸侯の采邑を領せり、只だ是等の場合に於ては、彼等は尙ほ貴族的地主の如く土地よりの収益を求

めしものにして、自から手を土地に下せし場合は極めて僅少となす、殊に六世紀末に於て彼等の主なる職業が金貸なりしと、公民として彼等の社會的地位が極めて不確定なりしと、屢々迫害を被むり、其財産を沒收せらるゝの厄に遭遇せしことは、彼等の所有權の下にありしものを務めて動産化せんとの努力を生ずるに至れり、而して是等の動産化されたるものが、此以後猶太人の世界的商業に向て其が物的基礎となれりとなす「シッペル」の言は略ぼ事實に近しと信ず、(九)されど之れ只だ物的基礎のみ吾人は一面に於て彼等の精神的基礎なるを忘る可からず。

- (一) Hoffmann, Der Geldhandel der deutschen Juden während des Mittelalters bis zum Jahre 1350. s. 3.
- (二) Bouquet, Recueil des historiens des Gaules. IX. 521.
- (三) Gregori, opp. IV. 21 u. Epistolae. s. 253.
- (四) Grätz, Die westgotische Gesetzgebung in betreff der Juden. s. 71.
- (五) Lex Visigothorum, L. XII.
- (六) Grätz, s. 29.
- (七) Hoffmann, s. 3.
- (八) Hoffmann, s. 6.
- (九) Schipper, Anfänge des Kapitalismus bei den abendländischen Juden im früheren Mittelalter (Zeitschrift für Volksrecht, sozialpolitik u. Verwaltung. XXV, s. 511.)

## 四

吾人が既に述べたるが如く、伊太利、佛蘭西、西班牙に於ける猶太民族の主業は少くとも紀元後六世紀迄は農業にして、商業は尙ほ充分なる發達をなさず、而して當時の商業に於て比較的重要な意義を有せしものは、人口の減少せし都市又は未墾地多き農場に勞力を供給する奴隸商賣にして、伊太利は實に當時にありて、之れが中心たるの觀を呈せり、而して「グレゴリー一世」の如きは奴隸制度其者を是認せしに不拘、彼は自己の目的の爲めに「アングロサクソン」の奴隸を求めしことあり、基督教徒の多くが奴隸として猶太人に使役せらるゝを見て、斷然羅馬及ナポリに於ける奴隸市場の閉鎖を命ずるに至れり、<sup>(一)</sup>此結果として大なる損害を被りしものは、伊太利在住の猶太人にして、彼等の或者は更に他の販路を求むる爲め、ヨーロッパに赴きしものあり、又は或者は官吏に賄賂を贈りて、自己の商賣の永續せんことを計りしものあり、尙ほ「ナポリ」の「バジルス」の如きは、自己の商賣を遂行せんが爲め、其子をして假りに基督教の洗禮を受けせしめしことあり、<sup>(二)</sup>其後、法王の態度は

稍々寛大となりしも、各地方に於ける結集は益々此商賣の背理なる所以を攻撃せり例者「トレド」の結集(六百五十六年)にては教導職に従事するものにして基督教徒を奴隸として西班牙の猶太人に賣渡すを禁じ、又た「オルレアン」及「マコーン」の結集の決議によれば、基督教徒は猶太人より奴隸一人を十二「ソリヂ」(當時一般商業上の通貨として流通せし金貨)にて買ひ、之れを自由に解放する權利を賦與するに至れり、斯くて「マルセイユ」及「ツールーズ」の猶太人は、七世紀に於て専ら其販路を英國に求むるに至れり、<sup>(三)</sup>而して之れと前後して、佛國の猶太人は既に商品取引に従事せし證左あり、即ち「巴里」在住の「プリスカス」は王「テルペリヒ」の御用商人として殊に王の知遇を被り、又た「ツール」の「グレゴリー」の記せし處によれば「クレルモン」の僧正が屢々其地方の猶太人より高價の香料を購求せし如きあり、<sup>(四)</sup>蓋、當時にありて、高貴の僧官は猶太人にとりて最も大切なる顧客にして、彼等は更に進んで尼寺にも出入せり、而して當時佛國內の猶太人が商業上及財政上重要な地位を有せしことは、彼等を最も惡みし「ダゴベルト」王が其の領内より猶太商人を排斥し能はざりしのみならず、併せて自己の財務顧問として「サロモン」なる一猶太人を採用せ



しにて知るを得可し、五而して斯くの如き重要な地位を占めしことは、彼等が單に富を有せしが故のみにあらずして、寧ろ彼等の理財的能力に歸せざるを得ず、次ぎに此時代に於て東洋方面の物産たる絹織物、埃及産麻布等が佛蘭西の南部、ナルボンヌ、ホルドー、及中部、オルレアン、及ツール等に出現せしことは多く、シリア商人の媒介によるも、其間猶太人も亦た間接に之れが媒介者の地位に立ちしものなりとす、而して西部歐洲の猶太人が東洋方面と直接の關係を有するに至りしは、七世紀の後にして爾後、約百年に亙りて、彼等は東洋方面の商品に對する只一の取引者として、殆んど獨占的の勢力を有するに至れり、何となれば、シリア商人の西部歐洲に於て勢力を有せしは六世紀迄にして、又た一方にては亞刺比亞商人は概して十一世紀迄は西方に於て其商業的活動の見る可きものなく、スラブ及希臘の商人は共に其取引範圍を東部地方のみに限りしを以てなり、六尚ほ是等猶太民族の東洋貿易が著しく發達せし理由は、カロリング朝、殊にカール大帝の如き能く、東洋方面より來る物産を理解し厚き保護を彼等に加へしによるものなりとす、而して彼等は其保護に對して時々、貢物を呈する外は、關稅、國稅其他一切の支出を免せられしものなりとす、但此制度も後世に至りては、多少訂正せられて、年々或は二年毎に其利益の一部を獻せしものなりとす、又た西部地方にては基督教徒の商人が純益の十分の一を提供するに對して、猶太人は之が十分の一を納めしものなりとす、尚ほ西歐の猶太人が商人として東洋方面に赴きし事實は、紀元九世紀に於ける亞刺比亞の驛遞監、イブ、コルダドベールの記述と、カサレン王の下にある西班牙の猶太人、チヤスチの書信によりて明かなり、(七)即ち此記述に従へば、此時猶太の商人が東洋方面に赴きし通路は大略四つあり、即ち第一の通路は海路にして、先づ佛國より海路埃及に出で、更に紅海を経て印度洋に達するもの、第二は海陸相半ばするものにして、地中海より北部、シリアの大河、オロンテス(現時のナール、エル、アシ)河口に上陸し、更に、ユーフラート、バグラット、チグリス、波斯灣を経て印度洋に達するもの、第三は陸路にして先づ西部歐羅巴より獨逸及スラブ民族の地方を経て、カサレン王國の首部、イチルに達し、(ガサレンは、ウオルガ河畔の王國にして、其首都、イチルは約百年を通じて、ブルガリア、露國、希臘等の諸國の商人が集合する最も重要な市場にして、殊に紀元後七百二十三年、ビザンチン帝國に於ける猶太人追逐せらるゝや、彼等

て、殊に紀元後七百二十三年、ビザンチン帝國に於ける猶太人追逐せらるゝや、彼等

の多數は此王國に移住し、専ら亞細亞及希臘方面に對する取引をなせり、更に「カス  
ド」海を渡りて中央亞細亞方面に至るもの、第四は同じく陸路に依るものにして、先  
づ佛、西兩國地方より亞弗利加に渡り、之れが北岸をたどりて、蘇西に出で更に「シリ  
ア」「バビロニア」を経て印度、支那方面に達せり而して彼等は其途次の海港に於て到  
る處に同族の在住するものあるを以て、之れが爲め取引上、非常なる便益を被むれ  
り、又た復航の際には彼等の一部は「コンスタンチノブル」に赴き、此地にて其が東洋  
方面より齋らしたる一部を賣却せり、而して當時取引に上りし貨物は、奴隸、小兒、絹  
（西班牙及希臘産毛皮、刀劍以上歐洲より東洋方面へ齋らせし物）麝香、蘆薈、樟腦、肉桂  
（以上東洋より歐洲に齋らせし物）八等なりとす、蓋猶太人は是等の東洋的産物によ  
りて大なる利益を獲得するに極めて好都合の地位にありしことは、彼等の顧客が  
購買力の貧弱なる農民の徒にあらずして、當時にありては富者の地位にありし王  
侯或は高貴の僧侶たりし故なりとす、彼の「マインツ」の大僧正「リシュムルフ」が一猶太  
人の齋らしたる珍獸を購求せしが如きは當時にありて顯著なる例證にして（九）其  
他各寺院の内殿を飾れる絨氈の如き、多く彼等によりて齋らされしものにして、殊

に彼等の利得を大ならしめしものは、單に是等の貨物が珍奇、高價のものなるが爲  
にあらずして、彼等が是等の貨物を獲得する際、代償として使用したる奴隸が比較  
的低廉なりしによるものなりとす、要するに猶太人對高貴の僧侶の關係を斷絶せ  
しめんとする幾多の法王令と各地方の結集の決議ありしに不拘、十世紀迄は其間  
何等の變化を見ざりしものなりとす、十尚ほ猶太人が東洋方面に赴きし事實は、以  
上述べたる外「サン、ガレン」の一僧侶の語りし處によれば、「フランク」王國の猶太人は  
屢々「パレスチナ」方面より高價の物品を齋らし、嘗て「ナルボンヌ」港に一船舶の出現  
せし際、同地の人々は「Judeos」の言を繰り返せり、又た「ルドウ、ホヒ、デル、フロンメ」は  
當時の猶太人に向て東洋方面に渡航する朱印狀を與へたり、又た「ヴェニス」の大統領  
「ベトルス」が「マインツ」の大僧正に與へし書信中には、猶太人が「イェルサレム」より獨逸  
に毛織物、金屬、香料等を齋らせしことを記せり、十一尚ほ茲に一の假定説あり、そは  
近時「マキシミアン、グムプロウ、ホツ」によりて代表せらるものにして、即ち猶太人  
を以て北方「バルチック」方面と亞細亞方面との間に於ける商業の（其盛大なりしは  
八世紀より十世紀の初期に至る迄）只一の代表者と云ふにあり、而して此假定説の

基礎となるものは、露國及、バルチック海方面に於て東洋方面の銀貨の夥しく發見せらるゝことなりとす、但し前に掲げし、イブ、ゴルダッド、ペーの記述によれば、當時露西亞人殊に、スカンデナヴィア人は單に海賊としてにあらずして、寧ろ平和的商人として、カスピ海を渡りて、バグラット方面に赴きし事實あるを以て見れば、此假説は直ちに採用すること能はざるなり、(十二)之れを要するに、八世紀及九世紀に於ける猶太人の資産が増加せしは、専ら商業上の利益に基くもの多く、而して以上の如き富を齎らせし原因は、彼等の人格上の要素以外に、(一)「ルードウキヒデルフロム」王の言にあるが如き默許主義、(二)東洋貿易の獨占的行爲、(三)特別なる法律上の保護、(四)納稅力、(五)市場取引上宗教を異にする結果一般民衆に對して最も重要視せられしことなど、とす、然るに其後彼等の東洋方面に對する獨占的地位を奪はんとするもの出現するに至れり、即ち以太利方面に於ける「アマルフイ」ヴェニス等の商業的活動にして、彼の「チャスデー」の書信中に、吾人は埃及其他遠土の地方より來れる商人を見る而して、彼等は香料、寶石其他珍奇の産物を王侯に齎らせり、(十三)とあるは主として十世紀に於て、西班牙、歷山府及、カイロ間に交通せし「アマルフイ」人を指定

せしものなりとす、(十四)而して、九百四十五年「ヴェニス」の大統領「アルソバルチ、パツオ」が同市の船主に向て猶太商人を同船せしむることを嚴禁してより、(十五)彼等は止むを得ず、自己の貨物を「ヴェニス」の船によりて東洋方面へ輸送せし爲め、其利益の大部分は以太利商人の手に落ち、殊に九百九十二年「ヴェニス」人が「ビザンツ」帝國より得たる特權は、益々猶太人をして不利の地位に陥らしめ、(十六)斯くて、以太利の猶太人は東洋方面との直接交通を遮斷せられし結果として、彼等の多くは、更に其方向を轉じて、「ヴェニス」其他、南部以太利の商人より購求せし東洋品を西部「フランク」の市場に齎らせり、次ぎに十一世紀は都市發達の時代なるが、之れが發達は歐洲に於ける企業の國際化を呼起すと共に、又た一方に於ては特殊の制度の下に歐洲商人の組合なるもの發生し、其組織の漸次鞏固となるにつれて、彼等は一方には自己の舊主たる諸侯に對抗して獨立的地位を確保すると共に、又た一方には從來、自己の前驅者として、且つ競争者の地位に立ちし猶太人の勢力を掣肘し、更に彼等を驅逐せんとするに至れり、此解放的運動は以太利の諸市にありては、既に十世紀の中期に始まり、南部佛蘭西にては十一世紀、但獨逸にては十二世紀の前半期其他東部歐羅巴

にては其時期更に後れたり、而して十一世紀における獨逸の猶太人は商業上最も重要な地位を有し、殊に、マインツ、其他、ライン、及、マイン、河畔の諸市に於ける彼等の取引は頗る活潑にして、キョルンの歳市に赴く、マインツ商人の大多数は猶太人にして、又た此市の商人と共に有名なるは、ウォルムスの猶太人にして、彼等は關稅を免除せられし點より、フランクフルト、アム、マイン、ハム、マース、タイン、ドルトムン、ト、ゴスラー、等に各次の商店を設け、其が日常取引せし商品は葡萄酒、染料、食鹽、肉類等なりとす、(ヨアヒム、イブル、ヤコブ)の旅行記によれば、ザール、河畔に彼等によりて製鹽事業の企てられしことあり、(十七)又た彼等の或る者は露國地方より毛皮を輸入せしものあり、更に露國及波蘭地方にありては彼等は十三世紀に至る迄、商業上に最も重要な意義を有し、就中露國にありては彼等は政府の保護によりて食鹽販賣に従事せり、(十八)又た波蘭にありても彼等は各都市に大なる商店を有せしが、千二百六十二年始めて入國禁令を見るに至れり、而して彼等が當時都市の發達上極めて重要な意義を有せしことは、新設の都市に移住せる彼等に幾多の恩典施されしを見て、又た政治上の主權者が基督教の盛んなるにつれて、屢々法門の有

力者に都市の猶太人を隸屬せしめしを見て、猶太人が經濟上都市其者に於いて有力なる意義を有せしことを知るを得可し、例者、オット大帝は九百七十五年、マデブルグを其市内の猶太人と共に僧正領となし、八年後に、オット二世は更に、メルゼブルグ寺領内に彼等を隸屬せしめ、千九十年、ロジヤ一世は、サレルノの大僧正に其地の猶太人を屬せしめたり、(十九)斯くの如きは唯だ單に彼等より徵集せらる、課稅其者を目的とせしものにあらずして、寧ろ彼等其者を *Fiscalibus* として屬せしめしものなりとす、(二十)殊に都市其者の成立に向て猶太人が重要なことを示せるものは千八十四年の *Speyer-privilegium* となす、(二十一)而して以上の如く重要視せられし所以は、只だ彼等が資力の豊富なりし所以にあらずして、都市の發達上最も必要な企業的能力を有せしによるものなりとす、此點を最も能く證明せるものは十世紀に於ける西班牙の猶太人にして、當時に於ける彼等の大なる富は大部分彼等の企業的人格に謝す可きものなりとす、然かも此企業的人格を有する彼等は一方に於て基督教徒たる商人が漸次團結して政治上社會上の優先權を占むるに反比例して、其社會的地位を失ひ、而して其社會的地位の失落を、更に經濟上に



回復せんとする努力は彼等をして遂に「金貨」の淵に投せしむるに至れり。リレーの言に「彼等が社会的地位の失落は彼等の経済的意義の増加に比例せり」と。(二十二)

(未完)

- (1) Diacon, Vita Gregori, s. 7.
- (11) Gudemann, Geschichte des Erziehungswesens und der Kultur der Jude in Italien. s. 29.
- (111) Grätz, Die westjüdische Gesetzgebung in betreff der Juden. s. 12. u. Goldschmidt, Geschichte der Juden in England. s. 1 u. 8.
- (111) Gregor, Histoire Franc. s. 12.
- (111) Aronius, Regesten No. 62.
- (111) Kieselbach, Gang des Welthandels, s. 27 u. Heyd, Geschichte des Levantehandels. Bl. s. 25. 2. 59. u. 102 Scheffer-Boichorst, Zur Geschichte de Syrer. I. s. 521.
- (111) Journal Asiatique, 1865, 6, Serie, V, 512, 514.
- (111) Heyd, BII. Anhänge.
- (111) Pertz, Monumenta Germaniae, II. s. 707.
- (111) Vogelstein-Rieger, Die Juden in Rom. I. s. 159.
- (111) Pertz, II. s. 757. u. Aronius, Nr 74 u. Nr 98.
- (111) Heyd, Bl. s. 71—72.
- (111) Carmoly, Ithne-raire de la Terre Sainte, I. s. 37.
- (111) Heyd, Bl. s. 111.
- (111) Depying, Die Juden im Mittelalter. s. 35.

- (111) Heyd, Bl. s. 128.
- (111) Aronius, Nr 168 u. 170.
- (111) Sternberg, Juden in Polen. s. 15.
- (111) Aronius, Nr. 139 u. 132. u. Muratori, Antiquitates Italiae medi aevi. I. s. 899.
- (111) Scherer, Die Rechtsverhältnisse de Juden in den deutsch Österreichischen Länder im Mittelalter. I. s. 123—125.
- (111) Aronius, Nr. 168.
- (111) Liebe, Das Judentum in deutscher Vergangenheit. s. 7.

## 利子歩合に及ぼす外資輸入の影響

## 一 緒 言

高城 仙次郎

由來我國に於ける市場利子歩合は頗る高率にして企業の發達を妨害すること  
勘からず。然るに一方歐米先進國に於ける市場利子歩合は低率にして、英國の歩合  
の如きは我國の夫れの五割に及ばざるなり。されば、近來我政府並に民間企業家が  
此低利なる外國資本を輸入し、或は鐵道に、或は工業に、或は商業に之を投じて我國  
民經濟を發達せしめんと努めつゝあるは無理ならぬことなりと謂はざる可から  
ず。而して我政府が第一着に大規模の低利外資の輸入を企てしは明治三十二年の  
五月なりとす。其際政府の募集せし外債は一千七百五十七萬七千七百五十圓の鐵  
道公債、七千八百〇五萬二千二百五十圓の事業公債並に二百萬圓の北海道鐵道公  
債にして合計金九千七百六十三萬圓なりき。此三種の外債は皆四分利付にして、其  
に英國に於て額面以下を以て募集せしが、其實收額は八千三百九十五萬七千七百

十七圓に上れり。其後外資輸入は暫らく杜絶せしが、露國と干戈を交るに至りて政  
府は軍事費支辨の爲め巨額の外債を募集し、戦後も尙ほ屢々種々の名稱の下に外  
資を輸入せるのみならず、東京市を始めとして其他の都市並に營利會社等も亦巨  
額の市債又は社債を海外に於て募集するに至りし結果、低利外資の輸入總額は昨  
年末に於て手取約十八億圓に達せり。

此巨額に上る外債中にて明治三十七、八年に於て募集せる軍事公債の實收額の  
一部分は直ちに海外に於て軍需品購入等に對する支拂に充當せられたるものな  
るが、之を差引くも尙ほ十五、六億圓の外資は政府、都市並に民間企業家に依りて種  
種の事業に投せられたるなり。此外債に依りて利用せられたる資本が我國民經濟  
に及ぼしたる影響の重大なることは、此外資輸入總額を以て我國に於ける株式、合  
資並に合名會社の資本總額と對照すれば明かなる可し。即ち明治四十三年末に於  
る全國諸會社資本の拂込總額は十四億八千四百四十萬圓なりき。されば、外債實收の  
總額は三年前に於ける會社企業拂込資本と略同額なりと云ふを得可し。換言すれ  
ば、我國の諸會社は大部分外國の資本を以て業を營みつゝあるものなりと云ふを